

(答申第2号)

答 申

第1 審査会の結論

恵那市長が行った本件公文書部分公開決定のうち、排水流量計算に係る数値が記載された箇所は、開示されるべきである。

第2 質問事案の概要

1 公文書の公開請求

(1) 審査請求人は、恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和5年11月21日付で恵那市長（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 文書の名称又は内容

恵那市大井町・ブイドラッグ恵那北店開発協議の書類一式

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の内容は条例第7条第2号及び第3号に該当するとして、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年1月10日付け建都第2159号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年3月11日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関である処分庁に対して審査請求を行った。

4 弁明書

処分庁は、審査法第29条第2項の求めに対して、令和6年4月26日付け建住第181号により、弁明書を提出した。

5 反論書

審査請求人は、審査法第30条第1項の規定に基づき、令和6年6月5日付で処分庁に対し、反論書の提出を行った。

6 質問

審査庁は、条例第17条第1項の規定に基づき、本件審査請求について令和6年7月3日付け総第570号で、恵那市情報公開・個人情報審査会（以下「審査会」という。）に質問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

排水流量計算に係る数値が記載された箇所は、非開示情報には当たらず、開示されるべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第2号及び第3号について

ア 非開示とされた数値については、申請者の主たる事業とは無関係のものであり、店舗・駐車場その他敷地内の施設への雨水の流入量及び排水経路が、仮に同業他社に明らかになった所で、営業上の利益を害するものとは言えない。また、排水流量計算は決まった数値を「開発許可事務の手引き」に従って、計算するものであり、数値自体にコンサルタントのノウハウが集約されているものではない。現に、土地開発を行う際は流域図にて地形を読み、現地を歩いて設計者が流域を判断して雨量計算を行う事となり、近隣での開発に伴う計算書類が入手できたとしても、数値そのまま利用できるものではない。したがって、条例第7条第2号及び第3号本文には該当しない。

イ 仮に、条例第7条第2号及び第3号本文に該当するとしても、非開示とされた数値は、恵那市土地開発に関する条例（平成16年恵那市条例第24号。以下「開発条例」という。）に基づき作成されたものであり、周辺環境への悪影響が及ばないような開発事業の実施を実現する事を目的としている。このことから、豪雨などの際に開発区域内の雨水が安全に排水できるかを確認する為のものであると判断でき、数値を公開することは、地域の安全の為に必要なものである。また、「開発許可の手引き」の技術基準に即した設計を行う等の配慮がなされている事は、災害発生を予防し、周辺住民等の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する事に繋がる。したがって、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、条例第7条第2号及び3号ただし書により公開されるべきである。

(2) その他の主張について

ア 本件審査請求に係る提出書類の任意性について、開発条例に基づく手続については申請書の提出及び協議を義務付け、同条例第11条において勧告に従わない者の氏名住所を公表する事ができるとされているため、審査請求に係る書類は任意で提出されたものではない。

イ 同様の公開請求に対して、他市町村では審査請求に係る数値を公開しており、本

市が公開しない理由を、他市との運用及び趣旨の差異に言及した上で具体的に述べるべきである。

ウ 本件処分における理由付記が不十分であり、医薬品販売業者及び流量計算実施者の営業上の利益が「客観的に、法的判断に値する蓋然性を持って、どのように利益を害するのか」について記載すべきである。

第4 処分庁の主張

1 本件処分の理由

(1) 条例第7条第2号について

公開対象文書の中に、複数の個人に関する情報が含まれており、公務員でない事業者関係者の氏名及び印影の箇所について、条例第7条第2号に該当するとして非開示としている。

(2) 条例第7条第3号について

ア 排水流量計算の数値は、申請者が設計コンサルタントに対価を払い、開発条例に定める基準に合致した設計になるよう、実地調査をした結果を基に計算したものである。仮に数値が公開された場合、近隣で同規模の他の事業者が開発事業を行う際に、開示情報を基に設計すれば、設計費用が減ることになるため、申請者である法人の正当な利益を害するといえる。

また、機械的な計算ではなく、調整池等の排水施設の設計、各種係数の適用の有無及び事業区域外の排水状況その他の要因を考慮する必要がある点を鑑みると、設計コンサルタントの知見と技能を駆使しているものであり、数値が公にされる事で、設計コンサルタントである法人の正当な利益を害する。したがって、条例第7条第3号本文に該当する。

イ 開発条例で提出される書類は、「周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業」を対象にしているのではなく、「設置される施設の計画等に適正な配慮がなされているか」を対象としている。また、提出される書類は、「開発許可の手引き」の技術基準に即した設計を行う等の配慮がなされた計画に賛成するか否かの判断をするものとなっており、強制力の伴う都市計画法第29条（昭和43年法律第100号）で定める開発許可よりも、小規模な事業を対象としている。これらの理由から、開発条例は配慮がなされた計画を求めるものであることから、条例第7条第3号ただし書の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報を求める運用となっていないため、数値を非開示としたことは妥当である。

(3) その他の主張

ア 開発条例は任意で提供された情報に該当することから非開示としている。すなわち、開発条例第7条において「市長は、開発事業に同意したときは、開発事業者と開発事業の実施に関する協定を締結することができる。」としており、これは強制力の伴う「行政庁の処分」ではないため、市長の同意がなくても開発事業は可能である。仮に、事業者が市長の同意を不要と判断する場合は、開発条例第6条で定める申請書は提出されずに開発事業が行われる。よって、審査請求人が申立てをする「排水流量計算書」は、申請者が任意で提供した書類であり、開発事業を行うに当たり提出することが不可欠な書類ではないため非開示とした。

イ 他市の宅地造成事業・開発に関する条例や都市計画法 29条に関する開発許可の運用や条例の立法趣旨によっては、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報になり得ることから、他市の開示状況が当該決定を覆す情報になり得ない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 条例第7条第2号について

公開対象文書中、公務員でない事業者関係者の氏名及び印影の箇所は、条例第7条第2号に該当する。なお、審査請求の趣旨からして、審査請求人は、対象文書中の事業者関係者の氏名及び印影の開示を求めているものではない。

2 条例第7条第3号について

(1) 本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものであり、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、公にすることにより、法人等の営業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

そして、公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容・性質をはじめとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断されるべきものである。

(2) 条例第7条第3号該当性

ア 開発条例は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業の実施を未然

に防止するため、開発事業を行う者に対し設置される施設の計画等に適正な配慮がなされるようあらかじめ協議して協力を求めるにより、地域の秩序ある発展に寄与することを目的としている（開発条例第1条）。本件排水流量計算に係る数値情報（以下「本件排水流量計算情報」という。）は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業の実施を未然に防止するという開発条例の目的に関連する情報である。

また、本件排水流量計算情報は、都市計画法第29条における開発許可に該当しない規模の開発事業を中心として（開発条例第3条）、岐阜県が示す「開発許可事務の手引き」の技術基準に即して設計されるものであり、基本的には、この手引きに明示されている算定方式や基準、係数をあてはめて作成されるものである。

イ 確かに、本件排水流量計算情報は、開発事業者が設計コンサルタントに対価を払い、設計コンサルタントが実地調査をした結果を基に計算したものではあるが、同一場所を開発するのでなければ、本件調査結果をそのまま流用することはできない。また、近隣の開発において、本件排水流量計算情報を参考にしたところで、設計に係る費用が大幅に減るとも考えがたい。

また、いわゆるノウハウとは、非公知の技術的知識や経験、秘訣などを指すものと定義できる。この点、本件排水流量計算情報は、上記のとおり、「開発許可事務の手引き」の技術基準に即して、この手引きに明示されている算定方式や基準、係数をあてはめて作成されたものである。そうすると、本件排水流量計算情報に、設計コンサルタント独自のノウハウが含まれているものではないし、本開発現場が特殊な地形であるなどの事情により本件開発現場特有のノウハウが含まれているとの事情も認められない。また、対象公文書に記載されている売場有効面積や倉庫床面積といった情報に、開発事業者の営業・販売活動上のノウハウや保護に値する秘密が含まれているとも認められない。

加えて、市内の都市計画法第29条に基づく開発許可に係る図書について情報公開請求された場合は、排水流量計算情報を含めて開示されているようである。

ウ 処分庁は、本件公文書部分公開決定に当たり、設計コンサルタント及び開発事業者に意見聴取しているが、上記認定を覆すような具体的意見は見受けられなかった。また、本審査に当たり、意見聴取が不十分と考えられた開発事業者に対し、再度、処分庁を通じて意見照会を実施したものの、意見の提出はなかった。

エ 以上を総合すると、本件排水流量計算情報を公にすることにより、開発事業者又は設計コンサルタントの競争上等の地位が具体的に侵害されるとは認められない。

よって、本件排水流量計算情報は、条例第7条第3号本文には該当しない。

3 その他の主張について

- (1) 実施機関は、条例第7条第7号本文（任意提供情報）を非開示の理由としてはしていないものの、同号は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供了したものであって、法人等又は個人における通例として公にされていないものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。」と規定している。
- (2) この点、実施機関と開発事業者の間で、文書等によって明示的に公にしないとの条件が付されていたとの疎明はないし、開発条例に基づき行政指導により提供を求めたものであることが、公にしないとの条件が付されていたとの認定に直結するものでもない。むしろ、開発条例は「この条例に係る図書の閲覧の請求があったときは、開発事業者、土地所有者、第三者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる範囲内でこれを閲覧させることができる」としており（開発条例第9条第1項）、原則的には、本件排水流量計算情報を含む図書は、閲覧に供されることが予定されていると考えられる。
- (3) したがって、本件排水流量計算情報は、条例第7条第7号本文に該当しないし、当該主張を条例第7条第3号該当性において考慮してもなお、上記審査会の判断を左右するものではない。

3 まとめ

以上より、その余の主張について判断するまでもなく、本件排水流量計算情報は非開示情報に該当せず、開示されるべきであるから、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

理由付記の点について、審査会として、以下のとおり付言する。

理由付記の趣旨は、行政庁の判断を慎重にさせ恣意的な判断を抑制するとともに、開示請求者に理由を知らせることで審査請求を行うに当たり便宜を与える点にある。当該理由付記の趣旨に加え、行政に対する信頼性確保の観点からは、どの部分がどの条項に該当するかを把握できる程度に理由付記すべきである。本件のように、対象公文書が多岐にわたる場合、条例第7条2号及び3号に該当と記載するのみでは、対象公文書のどの部分がどの条項に該当するのか分からぬし、本審査請求において審査請求人と実施機関との認識に齟齬が生じている部分も認められた。今後、実施機関は、条例の適切な運用に努めるべきである。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	審査の経過
令和6年7月3日	諮詢
令和6年7月24日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和6年8月19日	審議
令和6年8月27日	審査請求対象である書類を提出した事業者に対して意見照会書を送付
令和6年10月8日	審議
令和6年11月21日	審議
令和7年1月16日	審議

(参考)

恵那市情報公開・個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等
委員	荒田 善美	保護司
委員	各務 素弘	人権擁護委員
会長	田中 敦	弁護士
委員	松岡 和美	人権擁護委員
委員	松原 淑明	行政相談委員

(五十音順)